



村内に土地・家屋を所有している方へ

こんなときは、届け出が必要です！

土地や家屋を所有する方には、固定資産税(毎年1月1日に土地や家屋、償却資産を所有している方にかかる税金)や都市計画税(市街化区域内の土地・家屋を所有している方にかかる税金)などが課税されます。

適正な課税をするため、次に該当する場合は、忘れずに届け出をお願いします。詳細はお問い合わせください。なお、届け出に係る申請書は村公式ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 ▽土地に関すること…内線1112 ▽家屋に関すること…内線1113)

こんなときは届け出を！

土地の利用状況を変更した場合

▽住宅の建て替えなど、住宅用地の状況を変更した▽所有地と隣接する土地を取得して一体利用するようになった▽太陽光発電施設を設置した▽土地の賃貸借契約を結び、貸駐車場等を始めた▽敷地の一部を道路部分として提供(セットバック)した——など、課税内容を変更する必要がある場合は、所定の申請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。

家屋の新築・増築等を行った場合

新築や増築をして現地調査を受けていない家屋の所有者は、面積・用途にかかわらず届け出をお願いします。また、次の一定要件を満たす住宅は、申告により固定資産税の減額措置の適用を受けることができます。

▽新築した認定長期優良住宅への固定資産税の減額措置
▽住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修(断熱改修)に伴う固定資産税の減額措置

家屋を取り壊した場合

平成31年1月1日(火・祝)までに家屋を取り壊した場合、平成31年度以降の固定資産税は課税されなくなりますので、12月28日(金)までに届け出をお願いします。

なお、平成31年1月以降に届け出た場合は、取り壊し日を証明する書類の添付が必要となりますのでご注意ください。

登記されていない家屋の所有者が 売買・相続等により変更になった場合

課税台帳の名義を変更するため、所定の申請書に必要書類を添えて、届け出をお願いします。

なお、登記されている土地・家屋については、水戸地方法務局(☎227-9922)で所有権移転登記を行ってください。

納税通知書の送付先が変更になった場合

▽所有者または納税義務者が死亡した▽国外へ転出した▽村外で住所を変更した——場合等は、届け出をお願いします。

東日本大震災の特例措置

次に該当する場合は申告により固定資産税が軽減されます。

被災住宅用地に係る特例

震災により滅失・損壊(全壊・大規模半壊・半壊)した住宅を取り壊した場合、住宅を建設する間、平成33年度分まで特例措置を受けることができます。

被災代替住宅用地に係る特例

被災住宅用地の所有者等が代替土地を取得した場合、住宅が建設されていなくても、被災住宅用地相当分について(取得後3年度分まで)特例措置を受けることができます。

被災代替家屋に係る特例

震災により滅失・損壊(全壊・大規模半壊・半壊)した家屋の所有者等が代替家屋を取得または改築した場合、被災家屋の床面積相当分について(取得後6年度分まで)特例措置を受けることができます。

居住困難区域に住宅用地・家屋を 所有している方の特例

福島第一原子力発電所の事故の影響により、指定された居住困難区域に住宅用地・家屋を所有している方等が、その代替として村内に住宅土地・家屋を取得した場合、特例措置を受けることができます。